

## 障害者の地域移行・地域生活実現における住宅確保問題に関する一考察

- 大阪府内におけるグループホーム開設過程実態調査より -

大阪大谷大学 船本淑恵 (004592)

キーワード：グループホーム・ケアホーム、地域移行・地域生活、住宅確保問題

## 1. 研究目的

障害者の地域移行・地域生活(以下、地域生活)推進に当たってグループホーム・ケアホーム(以下、GH)が、選択肢の一つとして期待をもって提示されており、「重点施策実施5か年計画」では、2012年度末に約8万人分の整備目標を定めている。しかし、2010年度末の整備状況は約5万5千人分であり、ここ数年間は6千人から7千人分の増加数であることをかんがみると、2年間での目標達成は困難であると推測できる。また、大阪府においても、一番達成率の高い知的障害者を対象としたGHにおいてさえ、2009年度の実績が2012年度見込み量の78%であり、地域生活推進に関して疑問が出されている。

GHの整備が伸びない背景として、民間賃貸住宅を利用する際の「障害に基づく入居拒否の問題」やGH開設時の「地域住民との間において生ずるトラブル」が指摘されており、地域住民と事業者・入居者間のコンフリクトも地域生活実現を阻害している要因といえる。加えて、GHとして利用する住宅は、住宅設備等の要件が一般の住居と異なることや障害の特性に応じた設備が必要となる場合が多く、住宅確保を困難にしている。

そこで、本研究では、行政の立場において施設コンフリクトを人権侵害としてとらえ、その解消に向けて取り組みを進めてきた大阪府において、住宅確保過程における困難さを実証的に明らかにし、住宅確保問題解消のために取り組まなければならない課題を指摘する。

## 2. 研究の視点および方法

視点 本研究は、GHを運営している事業者の視点から、開設過程における住宅確保問題の実態と、その解決・改善方策を把握する。

方法 大阪府内のGH運営事業所の全数を対象に、運営法人の種類、利用している住宅の種類、開設過程における困りごと、取り組まなければならないと思っていることの設問を設定し、質問紙による郵送調査を行い、その結果をもとに検討する。

## 3. 倫理的配慮

本研究で用いる調査は、日本社会福祉学会の研究倫理指針に則って実施した。

## 4. 研究結果

## (1) 結果

回収状況は、配布総数 320 部のうち、回収数 125 部、回収率は 39.1%であった。

事業所の法人種類は、社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)が一番多く、83 カ所、66.4%を占めていた。次いで、特定非営利活動法人 25 カ所 20.0%、医療法人 10 カ所 8.0%、株式会社・有限会社 4 カ所 3.2%、地方公共団体 2 カ所 1.6%であった。

住宅の種類は、民間借家が一番多く 86 カ所 68.8%であった。以下、公営住宅 46 カ所 36.8%、法人所有の既存住宅 23 カ所 18.4%、法人所有で GH のための建築 13 カ所 10.4%、都市機構・公社 5 カ所 4.0%である。

共同住居を決める過程において「困りごとがあった」と回答した事業所は 94 カ所 75.2%であり、多くの事業所が確保する過程において何らかの困りごとに直面したことがわかる。一方、「とくになかった」は 25 カ所 20.0%であった。困りごとの内容をみると、回答割合が一番高いものは、住宅設備の条件を満たす住居の確保であり、53.2%と半数以上が困ったこととして回答している。2 番目に、条件を満たしていたが持ち主に断られたが 36.2%であった。

今後、住宅確保のために取り組まなければならないことを尋ねると、94.4%が「ある」と回答した。一番高い項目は、利用者の経済的負担軽減のための制度等の整備・充実であり、72.9%が回答している。次いで、利用者と地域住民との交流 55.9%、行政による地域住民の理解を得るための啓発活動が 51.7%と続く。

## (2) 考察

府内の GH 運営法人は、社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)62.8%、特定非営利活動法人 20.1%、医療法人 12.3%、株式会社・有限会社 2.9%、地方公共団体 0.6%であり、本調査結果は大きく乖離するものではなかった。この結果は、府内における GH 運営実態の傾向をとらえたものと考えられる。

住宅の確保は、事業者の努力で進めることが困難な状況が浮かび上がってきた。住宅確保問題は、共同住居としての制度的要件、貸主による拒否、地域住民の無理解と複合的な様相を示している。

本調査では、一般的に施設コンフリクトとして定義されている「反対運動」のような形で顕在化したコンフリクトを把握していないが、すでに指摘されているような入居拒否や地域住民からの理解が得られないなどのコンフリクトが生じていることが明らかとなった。

最後に、事業者が住宅を確保するために取り組まなければならないと考えていることから、住宅確保問題解消のための課題を 3 点にまとめる。住宅設備要件を緩和しつつ、経済的負担を軽減する措置、不動産業界・貸主の理解の促進、地域住民の理解の促進である。

本研究は、2010 年度から 3 年間の科学研究費補助金、若手研究(B)、「障害者の地域居住実現に向けた地域類型別グループホーム確保過程に関する実証的研究」の一部である。